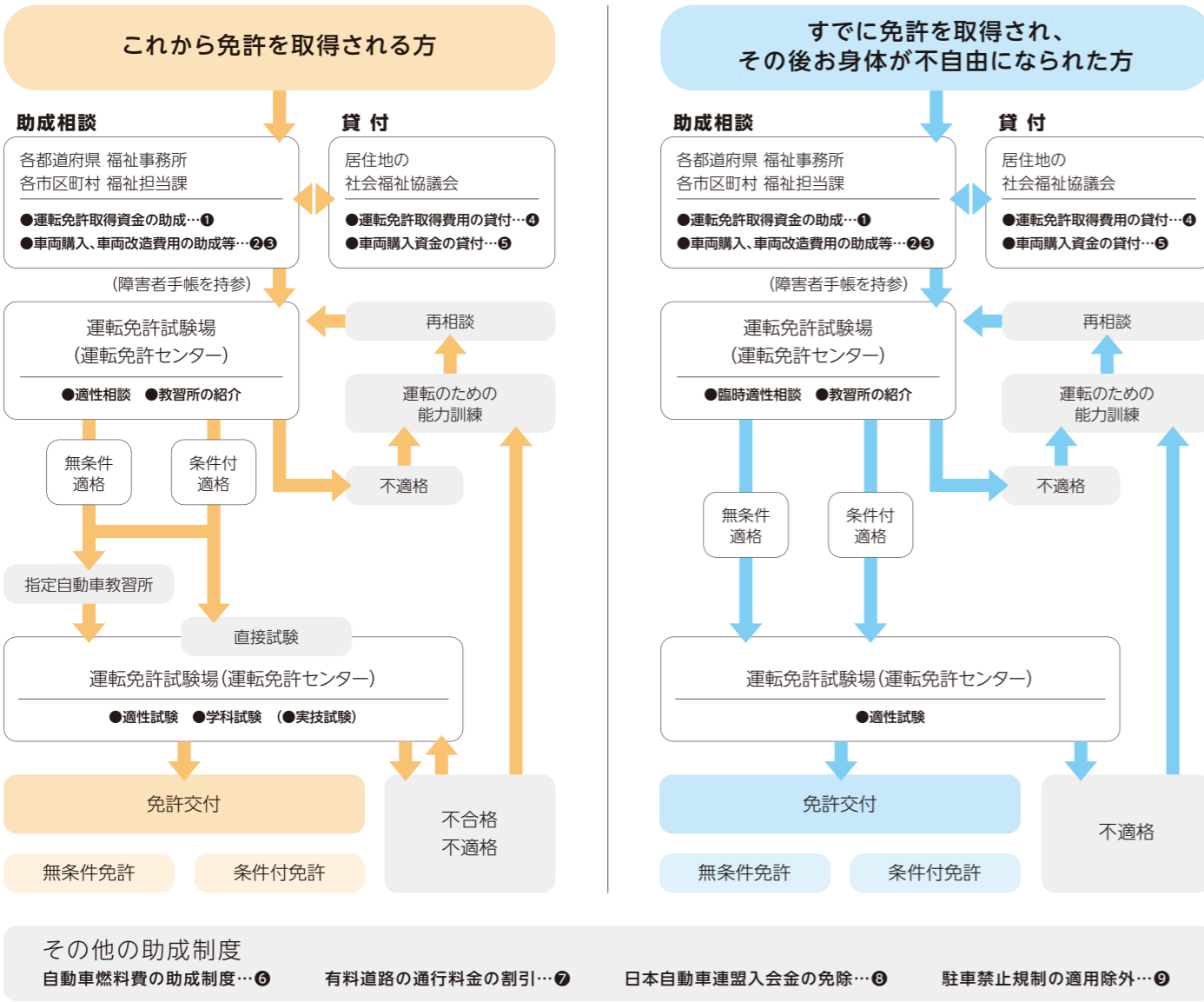


運転補助装置 お客様購入サポート情報

お身体の不自由な方の免許取得までの流れと各種助成・貸付制度



■ 平成16年7月1日より運転できる車両規制が変更されています。

旧規制	新規制
運転可能な車両：車両重量1.2t以下または、1.5t以下	運転可能な車両の大きさ：長さ4.7m以下、幅1.7m以下 ただし、標準試験車の規格にて受験の場合は、長さ・幅の規制はなし

■ 平成20年6月1日より聴覚に障害のある方の運転免許の取得条件が緩和されています。

補聴器により補われた聴力を含む両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警告音の音が聞こえない方であっても、ワイドミラーを使用するなどの一定の条件のもと、普通自動車免許を取得することを可能とした。

※詳しくは運転免許試験場 適性相談窓口にお問い合わせください。

助成・貸付制度

購入資金の一部貸付、改造費や免許取得のための助成など、幅広い貸付・助成制度が用意されています。各自治体によって条件が異なることや、未実施の場合がありますので、詳しくは最寄りの問い合わせ先にてご確認ください。

- ### 1 自動車運転免許取得費用の助成制度

制度名	自動車運転免許取得助成事業・改造助成事業
内容	身体障害者に対して自動車免許取得により就労等が見込まれる場合、要する費用の一部を助成
問い合わせ先	お住まいの地区の社会福祉協議会、役所または役場の福祉担当課
- ### 2 自動車購入資金助成制度

制度名	重度障害者通勤対策助成金(厚生労働省関係)
内容	障害者の雇用促進のため、身体障害者を雇用する事業主に対して行われる助成
問い合わせ先	お住まいの地区の高齢・障害者雇用支援センターまたは公共職業安定所
- ### 3 自動車改造費の助成制度

制度名	自動車運転免許取得助成事業・改造助成事業
内容	身体障害者に対して就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成する。所得制限あり。
問い合わせ先	お住まいの地区の役所または役場の福祉担当課
- ### 4 自動車運転免許取得費用の貸付制度

制度名	障害者更生資金技能習得費
内容	障害者が生業(自営業)を営み、または就職するために必要な知識技能を身に付ける経費。運転免許証の取得、各種学校・専門学校の1年コースなどの授業料・教材費など。
問い合わせ先	お住まいの地区の社会福祉協議会、役所または役場の福祉担当課
- ### 5 自動車購入資金の貸付制度

制度名	福祉資金(障害者自動車購入資金)
内容	身体障害者の通院・通学等、日常生活の便宜または社会参加のための自動車購入資金を一部貸付
問い合わせ先	お住まいの地区の福祉事務所または社会福祉協議会
- ### 6 自動車燃料費の助成制度

内容	身体障害者本人または家族が運転する自家用自動車のガソリン費用の一部を助成。自治体により金額や条件が異なり、実施していない場合もある。
問い合わせ先	お住まいの地区の役所または役場の福祉担当課
- ### 7 有料道路の通行料金の割引

内容	●身体障害者手帳または、療育手帳の提示により割引適用 ●ETCでのノンストップ走行時の割引適用 ●有効期間2年間(更新可)	手続き	身体障害者手帳または療育手帳を管理している市区町村福祉事務所等へ必要事項(氏名、住所、生年月日、手帳の番号、自動車登録番号または車両番号、自動車の取得者、続柄等)を記入した「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」を提出し、審査を受けてください。
問い合わせ先	お住まいの地区の福祉事務所		
- ### 8 日本自動車連盟入会金の免除

内容	身体障害者が入会するときの入会金2,000円を免除 年会費4,000円は必要
----	---
- ### 9 駐車禁止規制の適用除外

内容	歩行が困難な身体障害者等が自分で運転する場合、または介護をする家族等の運転する車に乗車した場合、駐車禁止規制除外標章の交付を受け、その標章を車の前面に提示することで、原則適用除外となる。
問い合わせ先	お住まいの地区の所轄の警察署

運転補助装置に関する税制度

1 消費税

消費税は、物品に対して課税される国税です。下記の情報については、あくまでも参考です。内容については必ず、最寄りの税務署または、販売会社にてご確認ください。

■ 平成3年6月7日厚生省告示第130号「消費税の一部を改正する法律の施行に伴う改造自動車の非課税措置」より抜粋および要約

消費税非課税の根拠	以下の各補助装置を購入時(納車時)に装着している車両および改造費全体に対して非課税となる。ただし購入してその後改造を行う場合には、当初の購入は課税であり、改造費についてのみ非課税となる。 ●手動装置 ●左足用アクセル ●足踏式方向指示器 ●右駐車ブレーキレバー ●足動装置 ●運転用改造座席
消費税非課税措置の対象範囲	消費税非課税の対象範囲は、車両及び運転補助装置、改造費、納車返に備えられる部用品(工賃を含む)も非課税となる。(登録手数料は課税されます。)

		課税/非課税の有無	対象となる車種
車両改造の有無	あり (範囲限定あり ※1)	非課税	●Honda・テックマッチックシステム装着車 (範囲限定あり ※2) ●Honda・フランツシステム装着車
	なし	課税	通常的一般自動車

※1 非課税対象となる車両改造の範囲については、上欄「消費税非課税の根拠」をご参照ください。

※2 ※1で規定される改造範囲により、非課税対象となるのは、Honda・テックマッチックシステムBタイプまたはDタイプ装着車です。

●リース契約の場合、消費税は月々のリース料が非課税となります。 ●中古車においても、新車同様の基準で消費税非課税となります。

2 自動車税・軽自動車税・環境性能割

自動車税・軽自動車税・環境性能割は地方税のため、各都道府県または市町村で減免・適用の判断が異なります。内容については必ず、お住いの地区の税務所、福祉事務所または販売会社にてご確認ください。